

# 公営企業局の概要

(電気事業及び工業用水道事業)



令和7年9月

高知県公営企業局



# 目 次

I 総 括	
1 公営企業局の年譜	1
2 組織	4
3 分掌事務	6
II 電 気 事 業	
1 水力発電	11
2 風力発電	14
3 太陽光発電	16
4 事業の概要図	17
5 施設の概要	19
(1)水力発電所	19
(2)風力発電所	22
6 業務量	23
(1)水力発電	23
(2)風力発電	23
7 電力料金の推移	26
8 電気事業有料駐車場(附帯事業)	27
(1)事業の概要	27
(2)料金の設定	27
9 公営企業局の森事業	28
(1)公営企業局の森事業概要	28
(2)公営企業局の森所在地	29
10 電気事業会計収支内訳表	30
(1)収益的収支	30
(2)資本的収支	30
11 固定資産の状況	31
12 企業債の状況	32
III 工業用水道事業	
1 鏡川工業用水道事業	35

(1) 事業の概要	35
(2) 鏡川総合開発事業の概要	35
(3) 施設の概要	37
(4) 施設の概要図	39
(5) 工業用水道送配水管路図	41
(6) 給水契約の推移	43
(7) 給水料金の推移	50
2 工業用水道事業有料駐車場(附帯事業)	51
(1) 事業の概要	51
(2) 料金の設定	51
3 香南工業用水道事業	52
(1) 事業の概要	52
(2) 工業用水供給計画	52
(3) 主要施設の概要	52
(4) 香南市からの譲り受け施設概要	53
(5) 給水の概要	53
(6) 香南工業用水道 配水系統概要図	53
(7) 香南工業用水道 施設概要図	55
(8) 給水契約の推移	57
4 工業用水道事業会計収支内訳表	59
(1) 収益的収支	59
(2) 資本的収支	59
5 固定資産の状況	60
6 企業債の状況	61

総

括



# I 総 括

## 1 公営企業局の年譜

(局内一般)

年 月	事 項
明治 40. 3	水力電気建設係設置
40. 8	水力電気事務所に改組
昭和 2. 4	高知県電気局と改称
	局舎落成
17. 3	電気事業廃止に伴い廃局
25. 9	企画室設置
28. 2	地方公営企業法の適用に伴い電気局を設置
38. 4	工業用水道事業を同一組織で行うことになり電気利水局と改称
39. 11	観光施設事業を同一組織で行うことになり企業局と改称
	機構改革
	管理課、電気利水課、観光施設課
42. 1	高知県公営企業の設置等に関する条例の制定
45. 4	機構改革
	総務企画課、経理課、電気課、土木課
51. 4	機構改革
	総務課、電気課、土木課
52. 4	機構改革
	総務課、工務課
平成 15. 4	機構改革
	企画課、総務課、工務課
平成 19. 4	病院事業を同一組織で行うこととなり企業局と病院局を統合し公営企業局と改称
	機構改革
	総務課、電気工水課、県立病院課
平成 22. 4	機構改革
	電気工水課、県立病院課

(電気事業)

年 月	事 項
明治 35. 11	水力発電調査に着手
39. 11	電気事業経営許可
42. 2	平山発電所(1,080 kW) 竣工
42. 3	営業開始
	その後経営を拡充して事業廃止時には全県下に配電し、その規模は、
	水力発電所 15 か所 出力 29,293 kW
	火力発電所 1 か所 出力 4,100 kW
	変 電 所 11 か所 出力 24,430 kW
	送電線路巨長 443.33 km
	配電線路巨長 5,439.90 km
昭和 14. 4	日本発送電株式会社第1次出資
16. 10	日本発送電株式会社第2次出資
17. 3	配電統制令により残存設備を四国配電に出資して電気事業廃止
26. 7	電気事業経営許可申請

年 月	事 項
昭和 26. 9	物部川発電所建設事務所を設置
27. 7	電気事業経営許可
28. 4	吉野発電所竣工
29. 12	吉野発電所災害対策事務所を設置
30. 8	永瀬発電所竣工
30. 12	物部川発電所建設事務所を閉鎖
32. 3	吉野発電所災害対策事務所を閉鎖
32. 4	杉田発電所建設事務所を設置
34. 9	杉田発電所竣工
35. 2	杉田発電所建設事務所を閉鎖
39. 9	発電施設保守所を設置
54. 3	吉野発電所管理事務所を設置
59. 3	発電施設保守所を改築
59. 4	豊永発電所建設調査に着手
62. 2	豊永発電所建設計画を一時凍結
平成 4. 3	豊永発電所建設計画を中止
6. 11	野市風力発電所建設に着手
7. 3	野市風力発電所竣工
9. 5	発電所等集中制御化事業に着手
10. 3	大豊風力発電所の建設に着手
11. 3	大豊風力発電所の竣工
13. 3	発電所等集中制御化事業の完成
13. 4	5事業所を統廃合し、発電管理事務所及び総合制御所を設置
15. 5	甫喜ヶ峰風力発電所建設に着手
16. 1	甫喜ヶ峰風力発電所の竣工
22. 1	総合制御所に、太陽光発電設備(10kW)を設置
23. 4	電気事業有料駐車場(升形・新屋敷)の完成
28. 9	野市風力発電所を廃止
令和元. 8	大豊風力発電所を廃止
6. 5	甫喜ヶ峰風力発電所を廃止

(工業用水道事業)

年 月	事 項
昭和 38. 4	工業用水道事業(会計)の設置
40. 4	鏡川工業用水道建設事務所を設置
41. 11	鏡川工業用水道管理事務所を設置 (棧橋・港地区への一部給水開始)
42. 3	鏡川工業用水道建設事務所を廃止
44. 4	(弘化台地区への給水開始)
46. 4	高知分水関連工業用水道事業(水源費)に着手
47. 2	仁井田地区の配水管増設工事完成
51. 3	仁井田地区への配水管延長工事完成
53. 12	高知分水関連工業用水道事業(水源費)の完成
58. 3	北タナスカ地区への配水管延長工事完成
59. 4	中筋川ダム関連工業用水道事業(水源費)に着手

年 月	事 項
平成 8. 12	香南工業用水道事業の建設に着手
11. 3	中筋川ダム関連工業用水道事業(水源費)の完成
12. 3	鏡川工業用水道有料駐車場の完成
13. 3	香南工業用水道事業の完成
13. 4	総合制御所工業用水道課に組織変更
16. 1	鏡川工業用水道新規配水管布設工事完成(棧橋地区～港地区)
19. 3	高知分水関連工業用水道事業を知事部局に移管
24. 7	香南工業用水道一部給水開始(北部工業団地)
26. 3	中筋川ダム関連工業用水道事業を知事部局へ移管
令和元. 12	香南工業用水道全部給水開始 香南市工業用水道との事業統合

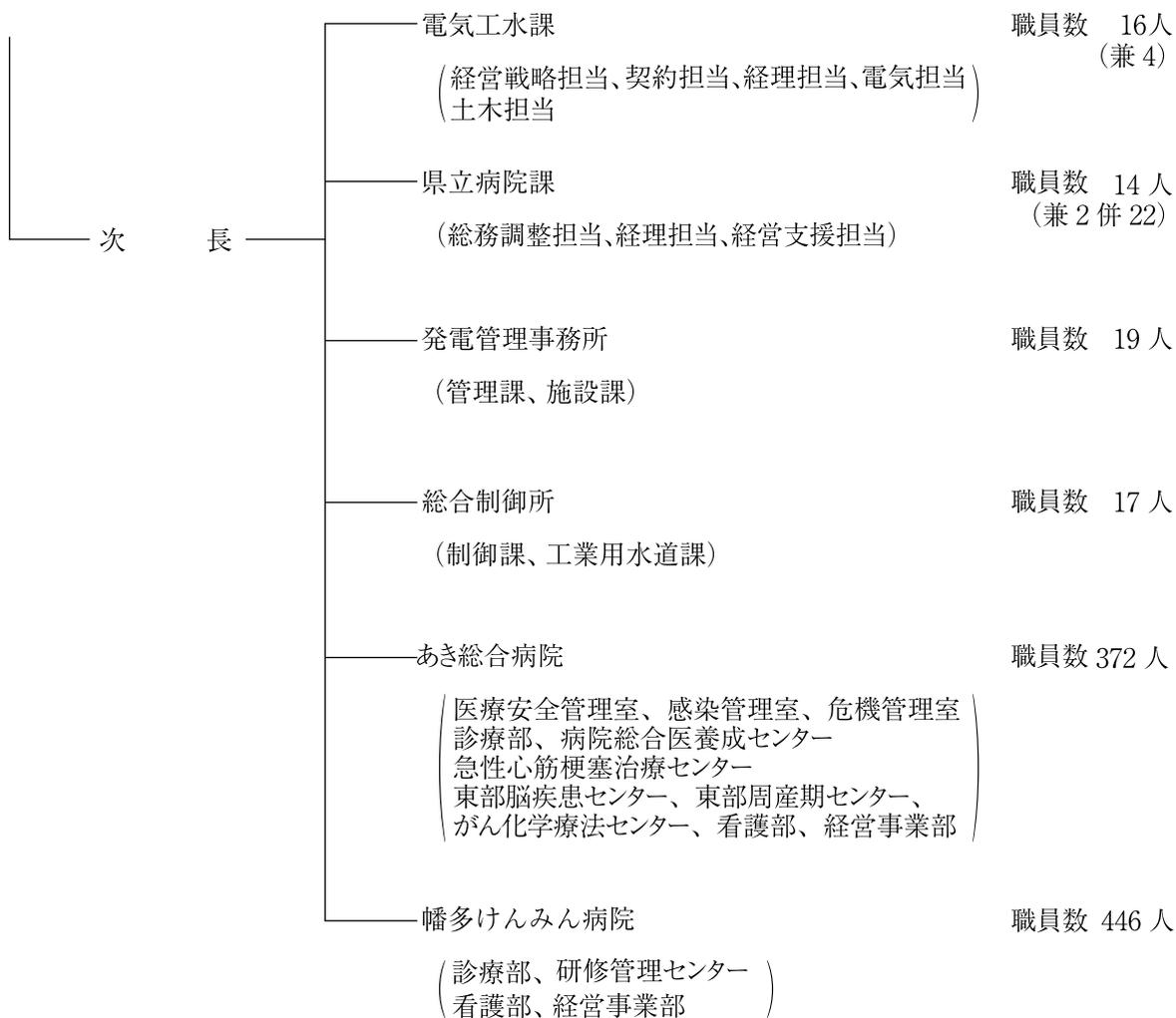
(観光施設事業)

年 月	事 項
昭和 43. 4	観光施設事業(会計)の設置 室戸岬有料道路建設事務所及び足摺岬有料道路建設事務所を設置
45. 3	室戸岬、足摺岬有料道路完成 室戸岬、足摺岬有料道路建設事務所を廃止
45. 4	室戸岬、足摺岬有料道路管理事務所を設置 横浪有料道路建設事務所を設置
48. 4	室戸岬有料道路建設事務所を設置(第二次建設工事)
48. 12	横浪有料道路完成 横浪有料道路管理事務所を設置
49. 3	横浪有料道路建設事務所を廃止
49. 4	仁淀川河口大橋有料道路建設事務所を設置
50. 3	室戸岬有料道路建設事務所を廃止
51. 4	室戸岬、足摺岬有料道路の管理の委任(土木部) 室戸岬、足摺岬有料道路管理事務所の廃止
52. 3	仁淀川河口大橋有料道路完成 仁淀川河口大橋有料道路建設事務所を廃止
52. 4	横浪、仁淀川河口大橋有料道路の管理の委任(土木部) 横浪有料道路管理事務所を廃止
56. 4	室戸岬有料道路を無料開放
61. 4	仁淀川河口大橋有料道路料金徴収時間変更
63. 4	横浪有料道路陸上道路部分を無料開放
63. 8	横浪有料道路を宇佐大橋有料道路と名称変更
平成 7. 4	足摺岬有料道路を無料開放
10. 7	仁淀川河口大橋有料道路の管理運営を高知県道路公社へ引継
10. 12	宇佐大橋有料道路を無料開放
11. 3	観光施設事業の廃止

## 2 組織 (令和7年4月1日現在)

(1) 公営企業局(電気事業及び工業用水道事業に病院事業を加えた全体の組織図)

公営企業管理者  
(公営企業局長)



計 886 人  
(兼 6・併 22)

※局長、次長含む

## (2) 電気事業及び工業用水道事業所在地

公営企業局	〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7-52
電気工水課 (経営戦略担当、契約担当、経理担当、電気担当) 土木担当	TEL 088-821-4622 FAX 088-821-4626
県立病院課 (総務調整担当)	TEL 088-821-4631 FAX 088-821-4509
発電管理事務所	〒782-0001 香美市土佐山田町杉田704
管理課 (管理第一担当、管理第二担当、管理第三担当)	TEL 0887-52-2857 FAX 0887-52-2851
施設課 (施設第一担当、施設第二担当)	TEL 0887-52-2845 FAX 0887-52-2901
総合制御所	〒780-8052 高知市鴨部1丁目1-26
制御課 (制御第一担当、制御第二担当)	TEL 088-844-0926 FAX 088-844-1896
工業用水道課	TEL 088-844-1898 FAX 088-844-1896

## (3) 職員配置表(電気事業及び工業用水道事業)

(令和7年4月1日現在)

	区 分	事 務	技 術	会計年度任用職員	計
本 局	管理者(局長)	1			1
	次 長		1		1
	電 気 工 水 課	5	11	3	19
	県 立 病 院 課	4			4
	計	10	12	3	25
事 業 所	発電管理事務所		19	7	26
	総 合 制 御 所		17	2	19
	計		36	9	45
	合 計	10 (人)	48 (人)	12 (人)	70 (人)

### 3 分掌事務 (電気事業及び工業用水道事業)

電気工水課
<p>(1) 課及び事業所に関する次に掲げる事項</p> <ul style="list-style-type: none"><li>ア 組織及び事務の総合調整に関すること。</li><li>イ 条例、規程その他法規に関すること。</li><li>ウ 職員の進退、賞罰、身分及び服務に関すること。</li><li>エ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。</li><li>オ 職員の研修及び福利厚生に関すること。</li></ul> <p>(2) 電気事業及び工業用水道事業に関する次に掲げる事項</p> <ul style="list-style-type: none"><li>ア 経営の総合的な企画に関すること。</li><li>イ 新エネルギーの事業化に関すること。</li><li>ウ 経営の分析に関すること。</li><li>エ 電力受給契約に関すること。</li><li>オ 工業用水道の使用決定に関すること。</li><li>カ 予算及び決算に関すること。</li><li>キ 資金の調達及び運用に関すること。</li><li>ク 現金、預金及び有価証券の出納保管に関すること。</li><li>ケ 財産の取得、管理及び処分に関すること。</li><li>コ 財産の補償に関すること。</li><li>サ 物品、材料等の購入、保管及び出納に関すること。</li><li>シ 工事の請負その他の契約に関すること。</li></ul> <p>(3) 電気事業及び工業用水道事業の施設の建設改良及び維持管理の統轄に関すること。</p> <p>(4) 発電所及び工業用水道の運転の統轄に関すること。</p> <p>(5) 電気事業及び工業用水道事業の工事の調査、設計、施行、監督及び検査に関すること。</p> <p>(6) ダムの汚濁に関すること。</p> <p>(7) 第3号から前号までに掲げるもののほか、電気事業及び工業用水道事業の技術に関すること。</p>
県立病院課 (総務調整担当)
上記(1)ア～オのうち電気工水課の主管に属する以外の事項

#### 発電管理事務所

- (1) 永瀬発電所(取水施設、放水施設及び附属施設を含む。)並びに吉野発電所及び杉田発電所(えん堤及び附属施設を含む。)の維持管理に関すること。
- (2) 工事の調査、設計、施工、監督及び検査に関すること。
- (3) 公営企業局の森の維持管理に関すること。

#### 総合制御所

- (1) 永瀬発電所(取水施設、放水施設及び附属施設を含む。)並びに吉野発電所及び杉田発電所(えん堤及び附属施設含む。)の運転に関すること。
- (2) 鏡川工業用水道施設及び香南工業用水道施設の運転及び維持管理に関すること。
- (3) 工業用水道有料駐車場の維持管理、利用許可及び料金の徴収に関すること。
- (4) 工事の調査、設計、施工、監督及び検査に関すること。

